

令和4年度神奈川県動物愛護管理推進協議会概要

議題

(1) 「神奈川県動物愛護管理推進計画（令和3年度～令和12年度）に基づく令和4年度実施結果（4～12月）（案）」について（資料1-1、1-2、1-3）

事務局 神奈川県動物愛護管理推進計画は「人と動物との調和のとれた共生社会」の実現に向けて、動物愛護管理行政を独自に推進している横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市、藤沢市及び茅ヶ崎市と県が中心となって取り組む計画として平成20年3月に策定した。

この計画では数値指標を掲げており、11の施策に取り組むことにより、目標の達成を目指すものである。

今年度12月末時点の数値指標の達成状況の結果等統計データが資料1-1、11の施策の取組み結果が資料1-2である。

資料1-1について説明する。

令和4年度の12月末時点の計画の数値指標の達成状況は、犬・猫の引取り数は概ね10年後の数値指標に達成し、犬・猫の致死処分数については10年後の数値指標を上回る結果となっている。

また、「譲渡可能犬・猫の致死処分数」は0頭である。

一方で、「犬の返還・譲渡率」については90.9%、「猫の返還・譲渡率」については74.5%と令和元年度実績を下回っている。

この返還・譲渡率については、植竹委員から事前に「計画の数値指標の達成状況において、犬と猫の返還・譲渡率がR1年度と比較して、それぞれ約5ポイント、約10ポイント減少した要因について分析しておられましたら、その要因と今後の対策について伺いたいと存じます」との質問をいただいている。

このことについては、母集団の数値が異なることから、現時点においては回答することが困難であることから、後日精査して委員の皆様にご回答させていただく。

続いて資料1-2、1-3について、県、保健所設置市の主な実施結果の概要について、自治体毎に説明する。

神奈川県については、動物フェスティバル神奈川2022inよこすか・みうらを会場にて対面で開催した。県は共催という形で参画し、災害対策に係るブースを出展した。

適正飼養講習会等の開催については、県では動物を用いてのふれあい教室は行わないこととしたため、令和4年度から動物のふれあい教室や飼育体験教室は行わなかった。

今年度も保護犬・猫のオンライン譲渡会を8月、11月に開催した。今年度は2月を入れて3回の開催見込みである。

災害対策として、災害時のマイクロチップの有用性について普及啓発するため、ビッグレスキューかながわという災害対策に関する総合防災訓練やどうぶつフェスティバルの際にブース出展をし、実際のマイクロチップ読み取り体験やリーフレットの配布を行った。

横浜市については、動物愛護フェスタよこはま 2022 を都筑区のセンター南駅前で開催した。

動物の返還・譲渡の推進のため、譲渡登録団体にセンターの部屋を貸して譲渡会を月 2 回程度開催した。

多頭飼育問題にかかる原因や課題等を共有し、対応策の検討及び整理、多機関連携体制強化のため、関係部署を対象に研修を実施した。これは、多頭飼育問題に取り組んでいくため、区の福祉保健センター内の連携体制の重要性について各関連部署の理解を深めることを目的に実施している。

動物取扱責任者研修については、横浜市では今年度初めて、動物取扱責任者研修をオンライン研修で実施した。研修の申し込みから受講手数料の入金までを電子申請の届出システムで行い、その手続きが完了した方を e ラーニングの方に誘導して受講していただくという形式である。

災害対策の平常時の準備として、地域防災拠点自治会の防災訓練において、ペット対策の周知や同行避難についての啓発を実施した。

川崎市については、市全体として「動物愛護フェアかわさき」を開催し、多摩区等の区単位でのイベントも開催した。

適正飼養講習会は、市民公開講座として、動物愛護フェアの中でシニア犬を迎えた飼い犬との暮らし方のセミナーを開催した。また、新たに「いのちの授業」ということで、ボランティアと協働して小学校に出向き授業を行った。

譲渡の推進として、コロナ禍で譲渡会の開催が難しいとのボランティアの意見を受け、愛護センターが会場を提供して譲渡登録団体による譲渡会を 9 回開催した。

所有者明示の推進として、犬猫のマイクロチップ装着等の義務化や、狂犬病予防法の特例制度について、ホームページへの掲載、窓口配架等により、普及啓発を行った。

不適正な多頭飼育対策として、社会福祉部局と連携して、ケアマネージャー、ホームヘルパー等に対し、高齢者のペット飼育、多頭飼育問題等に関する研修等を実施した。

動物取扱責任者研修は、オンライン研修と会場研修を、受講方法選択式で実施した。

相模原市については、さがみはら動物愛護キャンペーン 2022 を開催した。ただし、街頭キャンペーン形式ではなく何カ所かに分けて実施した。

繁殖制限措置の実施の推進として、「人と猫との共生社会支援事業」において、野良猫等の避妊又は去勢手術費用の一部助成、捕獲器の貸出し及び地域猫の避妊又は去勢手術費用の一部助成を実施した。

多頭飼育崩壊が、今年度 4 月から 7 月に、立て続けに 3 件発生したため、収容している猫の数が大幅に増加したことから、緊急譲渡会を 8 月に開催した。参加した猫は 39 頭、そして譲渡が成立した猫が 27 頭と多くの猫の譲渡が成立した。また、ホームページに市民が譲渡を希望している猫の情報を掲載し、飼養を希望する人と個別の譲渡面接の実施、市ホームページや SNS で、犬の一時抑留施設に収容した猫の譲渡情報等の発信、猫のボランティア団体が開催する猫の譲渡会の会場として、犬の一時抑留施設を貸し出すなど、譲渡の

推進を図った。

所有明示の推進について、市総合防災訓練において、市獣医師会とともにマイクロチップに関するクイズと読み取り体験、資料配布を行った。

動物による危害や迷惑の防止について、不適正な多頭飼育対策として、福祉部局等の関係課等と緊密な連携を行い、多頭飼育問題等の発生を予防し、早期対応を図るため、「動物の多頭飼育対策等連絡調整会議」を設置し、11月に第1回会議を開催した。

横須賀市については、動物フェスティバル神奈川 2022in よこすか・みうらを県獣医師会と共同で開催し、8,750名の方が参加した。

また、2年間開催していなかった「猫との上手なかかわり方講座」を開催した。

動物の譲渡の推進として、「動物愛護基金」を設立し、寄付を募った。

動物取扱責任者研修は、例年1回のところを、参加者分散のため2回実施した。

藤沢市については、第49回動物愛護のつどいについては、3年ぶりの開催となった。なお、「長寿犬・長寿猫」及び小学生による「人と動物の絵コンクール」の表彰式のみ実施し、「人と動物の絵コンクール」受賞作品は藤沢市ホームページでの掲載を行った。また、金賞以上の受賞作品は藤沢市本庁舎にて展示を行った。

動物の引取り数への取組として、飼い主又は責任をもって世話をしている所有者の判明しない猫を対象とした避妊去勢手術費用の一部補助を行った。

動物の共通感染症への取組として、「藤沢市健康危機管理基本指針」「藤沢市死亡した愛がん鳥の鳥インフルエンザ対応マニュアル」の内容を見直し、改訂等の検討を行った。

茅ヶ崎市については、散歩マナーパトロールとして、自治会に協力をお願いし、保健所職員が自治会のパトロールに同行し実施した。また、市内中学校の総合学習に協力し、ペットの保護・譲渡について市の取り組みを紹介した。

動物の譲渡の推進のため、ボランティア団体の譲渡会の日程等を市のホームページや広報等に掲載し、ボランティア活動を支援した。

茅ヶ崎市は狂犬病予防法の特例制度にこの2月から参加しているため、この制度に関するリーフレットを新規作成し、普及啓発チラシ等の配布及びホームページへの掲載を行った。

飼い主のいない猫対策として、地域猫活動を実施している自治会等に捕獲用の檻を貸し出す等活動のサポートを行った。

災害対策の平常時の準備として、地区で行われる防災訓練に保健所職員が参加し、避難所でのペット対策について説明を行った。

本内容について、事前にいただいている御意見とそれに対する回答は、資料1-3のとおりである。

山田委員 数値指標に係る統計について、神奈川県猫の引取り頭数のうち所有者不明の頭数が非常に少ないが、何か原因や理由はあるのか。

神奈川県 神奈川県の猫の所有者不明の引取り頭数は減少傾向にある。これは、避妊及び去勢手術や地域猫活動の推進に伴って、産み捨てられてしまうような仔猫が減っていることが一因であると考えている。また、令和元年の秋から開始した飼い主のいない猫の避妊去勢手術の支援事業を実施しており、その効果が少しずつ出ている可能性があるのではないかと考えている。

山田委員 県の所管域の数値としては、非常に少ないと感じるところではあるが、了解した。

山田委員 事前の意見募集において、犬の捕獲数を実施結果に掲載するよう提案したところ、近年、神奈川県内では野犬は確認されておらず、犬の捕獲がほとんどないため、掲載はしないとの回答をいただいたところだが、実際に捕獲がないのであれば、それは非常に大きなデータの一つであると考えてるので、是非、掲載すべきと考えるがいかがか。

神奈川県 所有者不明の犬の引取り頭数は、狂犬病予防法等に基づき保護した犬の頭数になる。従って迷子の犬の保護と、野犬の捕獲というのを分けて計上することは法令上困難であることから、一括して計上させていただいている。

山田委員 犬捕獲用の檻や麻酔銃は使用していないということか。

神奈川県 犬捕獲用の檻や麻酔銃の使用は、あくまで所有者不明の犬を保護するための手段の一つであるため、それらを使用して保護した犬の頭数を特段計上しておらず、また掲載していないということである。

(2) 「神奈川県動物愛護管理推進計画（令和3年度～令和12年度）に基づく令和5年度実施計画（案）」について（資料2-1、2-2）

事務局 資料2-1については事前にお送りしているが、新規事業について、説明させていただく。

今年4月に相模原市が、6月に藤沢市がマイクロチップの犬の登録の特例制度に参加するため、その周知と併せて、マイクロチップの装着について普及啓発を図る。

神奈川県については、教育現場等での普及啓発の推進については、動物を用いてのふれあい教室等を行わないこととしたため、それらの事業は削除し、その代わりに、業務紹介を踏まえた「いのちの授業」、バックヤード見学を行う。

川崎市では、教育現場等での普及啓発の推進について、従来から実施している愛護センターの業務紹介を踏まえたバックヤードツアー等のセンター見学を新たに掲載する。

また、社会福祉部局と連携して、ケアマネージャー、ホームヘルパー等に対し、高齢者のペット飼育、多頭飼育問題等に関する研修等を行う。

相模原市では、災害対策について、資料に具体的に記載していないが、令和5年度、相模

原市は9都県市の防災訓練の中央会長となることから、ペットの災害対策についての普及啓発を行っていく。

横須賀市では、動物愛護基金で猫の習性を活かし飼養できる施設をセンター敷地内に建設し譲渡を推進する。また、その施設でボランティア団体の譲渡会も受入れる。なお、施設は今年6月開所の予定である。

本内容について、事前にいただいている御意見とそれに対する回答は資料2-2のとおりである。

大矢委員 施策9 人と動物の共通感染症への取組 ③発生時に備えた対応等 において、愛がん鳥の死亡により鳥インフルエンザが疑われる場合、とあるが、家禽で鳥インフルエンザが発生した場合に対応する部局との連携はどうしているのか。

神奈川県 鳥インフルエンザの確定検査で陽性になった個体が家禽、愛がん鳥、野鳥のいずれかであるかによって対応する部局が異なるため、それぞれ関係する部局間で情報共有を図りながら連携して対応することとしている。

(3) 報告事項 (資料3、資料4)

山田委員 資料3のとおり、動物虐待の事例が相次いで発生している。こういった事例を立件するためにも、異常な状態の動物の遺体が発見された場合に、しっかり調査できるようなシステムの構築が望まれる。

石川委員 資料4のとおり、横須賀市では令和3年にいただいた多額の寄附を基に、新たに収容動物の居住環境を充実させ、来所者が動物と触れ合えるスペースを備えた動物愛護センターの別棟の建設を行っている。

事務局 本日も審議いただいた、推進計画の実施結果及び計画については、例年どおり、ホームページで公開いたしますので、御承知おきいただきたい。

以上をもちまして、令和4年度神奈川県動物愛護管理推進協議会を閉会いたします。

本日は、お忙しい中、御参加いただき、感謝する。

以上